

平成 27 年度山形県地域防災計画修正状況一覧

(軽微な修正(文言修正等)を除く)

平成 27 年 11 月 30 日

震災対策編	風水害等対策編	津波災害対策編
第 1 編 総則	第 1 編 風水害等共通対策編 第 1 章 総則	第 1 編 総則
第 2 編 災害予防計画	第 2 章 災害予防計画	第 2 編 災害予防計画
	第 2 章 第 1 節 気象等観測体制整備計画 ○気象台の観測体制に係る記載内容の修正	
第 3 章 防災知識の普及計画 ○住民等への啓発内容の修正 ・最低 3 日間、 <u>推奨 1 週間分の食料</u> 、飲料水、携帯トイレ・ <u>簡易トイレ</u> 、トイレットペーパー等の備蓄	第 2 章 第 2 節 防災知識の普及計画 ○住民等への啓発内容の修正 ・最低 3 日間、 <u>推奨 1 週間分の食料</u> 、飲料水、携帯トイレ・ <u>簡易トイレ</u> 、トイレットペーパー等の備蓄	第 3 章 防災知識の普及計画 ○住民等への啓発内容の修正 ・日本海東縁部で発生する地震の特性 ・最低 3 日間、 <u>推奨 1 週間分の食料</u> 、飲料水、携帯トイレ・ <u>簡易トイレ</u> 、トイレットペーパー等の備蓄
第 7 章 避難体制整備計画 ○指定緊急避難場所に係る周知内容の追加 ・指定緊急避難場所と指定避難所の役割の違い ・指定緊急避難場所は災害種別ごとに指定されていること 等	第 2 章 第 6 節 避難体制整備計画 ○指定緊急避難場所に係る周知内容の追加 ※内容は震災編に同じ ○市町村における具体的な避難勧告等の発令基準の設定 ○市町村における土砂災害警戒情報及びそれを補足する情報(土砂災害警戒判定メッシュ情報)等を活用した避難勧告の発令範囲の設定 ○土砂災害防止法の改正に伴う、市町村地域防災計画に記載すべき内容の修正 ○指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合は屋内退避等を行うべきことの周知	第 8 章 避難所整備計画 ○指定緊急避難場所に係る周知内容の追加 ・指定緊急避難場所と指定避難所の役割の違い ・指定緊急避難場所は災害種別ごとに指定されていること 等
第 10 章 医療救護体制整備計画 ○本県の災害拠点精神科病院の指定及び災害派遣精神医療チーム(DPAT)の体制整備に係る規定の追加 ・災害拠点精神科病院及びDPAT指定病院の役割 ・DPAT派遣体制の整備 ・DPATの養成	第 2 章 第 9 節 医療救護体制整備計画 ※震災編に同じ	第 12 章 医療救護体制整備計画 ○本県の災害拠点精神科病院の指定及び災害派遣精神医療チーム(DPAT)の体制整備に係る規定の追加 ・災害拠点精神科病院及びDPAT指定病院の役割 ・DPAT派遣体制の整備 ・DPATの養成
第 13 章 地盤災害予防計画 ○土砂災害防止法に基づく基礎調査結果の公表	第 2 章 第 11 節 地盤災害予防計画 ○土砂災害防止法に基づく基礎調査結果の公表 ○土砂災害防止法の改正に伴う、市町村地域防災計画に記載すべき内容の修正	

平成 27 年度山形県地域防災計画修正状況一覧

(軽微な修正(文言修正等)を除く)

平成 27 年 11 月 30 日

震災対策編	風水害等対策編	津波災害対策編
第 16 章 建築物災害予防計画 ○耐震診断の実施促進のため、市町村耐震改修促進計画に係る規定を追加		
第 18 章 各種施設災害予防対策関係 第 1 節 交通関係施設災害予防計画 ○東北広域港湾BCPと酒田港BCPに基づく酒田港における港湾機能維持対策に係る事項の追加 ○漁港の機能維持のための協定に係る事項の追加		第 18 章 各種施設災害予防対策関係 第 1 節 交通関係施設災害予防計画 ○東北広域港湾BCPと酒田港BCPに基づく酒田港における港湾機能維持対策に係る事項の追加 ○漁港の機能維持のための協定に係る事項の追加
第 18 章 第 12 節 危険物等施設災害予防計画 ○有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る耐震対策の強化等の措置の追加	第 2 章 第 16 節 12 危険物等施設災害予防計画 ※震災編に同じ	第 18 章 第 11 節 危険物等施設災害予防計画 ○有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る耐震対策の強化等の措置の追加
第 3 編 災害応急計画	第 3 章 災害応急計画	第 3 編 災害応急計画
第 1 章 活動体制関係 第 1 節 災害対策本部 ○国との連携強化のため、国の現地災害対策本部との合同会議の設置に係る事項の追加	第 3 章 第 1 節 活動体制関係 1 災害対策本部 ※震災編に同じ	第 1 章 活動体制関係 第 1 節 災害対策本部 ○国との連携強化のため、国の現地災害対策本部との合同会議の設置に係る事項の追加
第 1 章 第 2 節 職員の動員配備体制 ○職員の動員配備体制の修正	第 3 章 第 1 節 2 職員の動員配備体制 ※震災編に同じ	第 1 章 第 2 節 職員の動員配備体制 ○職員の動員配備体制の修正
第 1 章 第 3 節 広域応援計画 ○災害現場における国土交通省の緊急災害対策派遣隊(T E C - F O R C E)と警察等実働部隊との相互協力に係る規定の追加	第 3 章 第 1 節 3 広域応援計画 ※震災編に同じ	第 1 章 第 3 節 広域応援計画 ○災害現場における国土交通省の緊急災害対策派遣隊(T E C - F O R C E)と警察等実働部隊との相互協力に係る規定の追加
第 2 章 情報収集伝達関係 第 1 節 通信計画 ○住民等への情報伝達のための通信手段の多重化、多様化について追加	第 3 章 第 2 節 情報収集伝達関係 1 通信計画 ※震災編に同じ	第 2 章 情報収集伝達関係 第 1 節 通信計画 ○住民等への情報伝達のための通信手段の多重化、多様化について追加
第 2 章 第 3 節 災害情報の収集・伝達計画 ○災害時の県による人的被害者数の一元的な集約について追加 ○孤立集落に係る情報収集対策の追加	第 3 章 第 2 節 3 災害情報の収集・伝達計画 ※震災編に同じ	第 2 章 第 3 節 災害情報の収集・伝達計画 ○災害時の県による人的被害者数の一元的な集約について追加 ○孤立集落に係る情報収集対策の追加

平成 27 年度山形県地域防災計画修正状況一覧

(軽微な修正(文言修正等)を除く)

平成 27 年 11 月 30 日

震災対策編	風水害等対策編	津波災害対策編
第 3 章 避難計画 ○避難準備情報の発令等とあわせて指定緊急避難場所の開設	第 3 章 第 3 節 避難計画 ○適時適切な避難行動の実施について追加 ・避難行動要支援者等の迅速な避難の促進 ・避難準備情報の発令等とあわせて指定緊急避難場所の開設 ・適時適切な避難勧告等の発令	
第 7 章 救助・救急計画 ○警察・消防・海上保安庁・自衛隊による合同調整所の設置	第 3 章 第 6 節 救助・救急計画 ※震災編に同じ	第 7 章 救助・救急計画 ○警察・消防・海上保安庁・自衛隊による合同調整所の設置
第 9 章 医療救護計画 ○本県の災害拠点精神科病院の指定及び災害派遣精神医療チーム(DPAT)の体制整備に係る規定の追加 ・精神障がい者に係る医療救護計画フロー ・精神障がい者に係る医療救護活動の実施及び調整	第 3 章 第 8 節 医療救護計画 ※震災編に同じ	第 8 章 医療救護計画 ○本県の災害拠点精神科病院の指定及び災害派遣精神医療チーム(DPAT)の体制整備に係る規定の追加 ・精神障がい者に係る医療救護計画フロー ・精神障がい者に係る医療救護活動の実施及び調整
第 11 章 第 2 節 道路交通計画 ○災害対策基本法に基づく交通の規制等の措置 ・道路管理者による緊急通行車両の通行確保のための区間の指定、同区間における運転者等への車両の移動命令、運転者不在の場合における車両の移動等の措置 ・公安委員会による交通規制等の措置の要請	第 3 章 第 10 節 2 道路交通計画 ※震災編に同じ	第 10 章 第 2 節 道路交通計画 ○災害対策基本法に基づく交通の規制等の措置 ・道路管理者による緊急通行車両の通行確保のための区間の指定、同区間における運転者等への車両の移動命令、運転者不在の場合における車両の移動等の措置 ・公安委員会による交通規制等の措置の要請
第 14 章 第 4 節 保健衛生計画 ○本県の災害拠点精神科病院の指定及び災害派遣精神医療チーム(DPAT)の体制整備に係る規定の追加 ・DPAT及び心のケアチームの被災地への派遣	第 3 章 第 13 節 4 保健衛生計画 ※震災編に同じ	第 13 章 第 4 節 保健衛生計画 ○本県の災害拠点精神科病院の指定及び災害派遣精神医療チーム(DPAT)の体制整備に係る規定の追加 ・DPAT及び心のケアチームの被災地への派遣
第 17 章 応急住宅対策計画 ○民間賃貸住宅を応急仮設住宅として活用する場合に係る規定の追加	第 3 章 第 16 節 応急住宅対策計画 ○民間賃貸住宅の借上げに係るフローの追加	第 16 章 応急住宅対策計画 ○民間賃貸住宅を応急仮設住宅として活用する場合に係る規定の追加

平成 27 年度山形県地域防災計画修正状況一覧

(軽微な修正(文言修正等)を除く)

平成 27 年 11 月 30 日

震災対策編	風水害等対策編	津波災害対策編
(以下余白)	<p>第 2 編 個別災害対策編</p> <p>第 2 章 大規模土砂災害対策計画</p> <p>○国土交通省の緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)による市町村への助言に係る規定の追加</p> <p>第 3 章 火山災害対策計画</p> <p>○火山観測体制の充実・強化</p> <p>○量的降灰予報、噴火速報の運用開始に伴う修正</p> <p>○火山防災情報の登山者等への情報伝達手段の整備</p> <p>第 4 章 雪害対策計画 第 1 節 ライフライン等確保計画</p> <p>○除雪事業計画の見直しに伴う修正</p> <p>第 10 章 第 2 節 原子力災害予防計画</p> <p>○原子力災害対策指針の改正に伴う修正</p>	(以下余白)